

○射水市発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱要領

平成22年3月24日

告示第40号

(趣旨)

第1条 この要領は、射水市土木建築工事費の前金払取扱規則(平成17年射水市規則第30号。以下「規則」という。)第5条及び射水市建設工事施行に関する事務取扱要領(平成18年射水市告示第41号。以下「事務取扱要領」という。)第45条の規定により、市が発注する土木建築工事について、既にした前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる工事は、規則第2条第2項の規定による工事とする。ただし、債務負担行為及び継続費(以下「債務負担行為等」という。)に係る工事については、いずれかの会計年度の出来高予定額が規則第2条第1項に規定する額以上の場合、当該年度において中間前金払を請求することができる。

(中間前払金の額等)

第3条 中間前払金の額は、規則別表のとおりとする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負金額の10分の6に相当する額を超えてはならない。

(中間前金払の請求手続)

第4条 中間前払金の請求手続は、規則第4条第2項の規定によるものとする。

2 前項の規定により中間前払金の請求をしようとする受注者は、あらかじめ、第5条各号に掲げる要件に該当する旨の認定申請書(様式第3号)に事務取扱要領第23条の工事工程表及び射水市建設工事施行に関する工事監督要領(平成18年射水市告示第43号)第8条の工事履行報告書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の認定申請書の提出があったときは、速やかに認定の可否を決定し、その結果を当該受注者に通知するものとする。

(中間前金払の支払要件)

第5条 中間前金払の支払要件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工期の2分の1(債務負担行為等にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1)を経過していること。

- (2) 工事工程表により工期の2分の1(債務負担行為等にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1)を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1(債務負担行為等にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1)以上に相当するものであること。
- (4) 規則第8条第1項の規定による部分払を受けていないこと。

(認定方法)

第6条 監督員は、第4条第2項の規定により受注者から認定申請書の提出があった場合は、工事工程表及び工事履行報告書により、前条に掲げる要件について確認した後、支払要件確認報告書(様式第1号)を作成し、当該工事の設計担当課長に報告するものとする。ただし、既に提出された工事履行報告書において前条の要件が確認できないときは、必要に応じて受注者にその提出を求めることができる。

- 2 工事現場等に搬入済みの材料及び製作工場等にある工場製品で検査が済んでいるものがあるときは、その額を工事履行報告書の出来高に加算し、進捗額として認定することができる。
- 3 市長は、監督員から受注者が要件を満たしていると報告を受けたときは、当該報告を受けた日から、原則として5日以内(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に認定調書(様式第2号)を受注者に交付するものとする。ただし、その他特別の事情があるときは、この限りではない。

(部分払の制限)

第7条 中間前金払を行う場合は、当該工事に係る部分払については、これを認めない。ただし、債務負担行為等に係る工事及び繰越に係る工事における各年度(最終年度に係るものを除く。)の出来高に対しては、部分払を行うことができる。

(中間前金払の使途範囲)

第8条 規則第9条第2項に規定する中間前払金の使途の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限るものとする。

(工事内容の変更に伴う中間前払金の額の変更等)

第9条 規則第6条の規定によるものとする。

(保証契約の変更)

第10条 規則第7条の規定によるものとする。

(義務違反による中間前払金の返還)

第11条 規則第10条の規定によるものとする。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

附 則(平成23年3月18日告示第28号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和8年4月16日告示第137号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、使用することができる。

